令和８年（フ）第２１８１号
大阪市西成区玉出中１丁目１番10号　シャトー玉出　805
債務者　吉田　孝子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　家藤　卓也
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７１５号
大阪府枚方市中宮東之町９番20―202号、前住所京都府八幡市男山弓岡１番地－Ｂ13―203
債務者　阿久根邦司
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　聡子
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２８０号
大阪市旭区新森１丁目７番13―305号
債務者　山来　恭子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　大基
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４７９号
大阪市福島区大開４丁目１番12―216号、前住所大阪市天王寺区舟橋町５番17―602号
債務者　富田　佑記
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　玲子
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５３０号
大阪府高槻市奈佐原１丁目３番501―304号
債務者　牟田　　功
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　邦昭
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第７２５号
北九州市門司区片上町１番21―43号
債務者　安川みどり（旧姓吉川）
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７４１号
北九州市小倉北区中井浜５番19―408号
債務者　上村　道弘（旧姓大隈）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３７５号
函館市日ノ浜町168番地
債務者　山内　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１４号
北海道久遠郡せたな町大成区都286番地１
債務者　中市　明良
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
函館地方裁判所江差支部

令和８年（フ）第１６１号
山形県寒河江市丸内３丁目４番21号　グリーンヒルズ　Ⅲ201、前住所山形県東根市大字観音寺2748番地２
債務者　今野　亜樹
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６３号
山形市城西町５丁目12番８号
債務者　西澤　崇人
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０９１号
名古屋市天白区塩釜口１丁目104番地　ハイネス錦306号
債務者　野口　邦彦
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２１号
愛知県春日井市篠木町２丁目21番地　パークハイツ篠木102号
債務者　堀　　拓己
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７８３号
愛知県春日井市下条町２丁目１番地11　Ｔｒｉｐｌｅｔｓ下条102号
債務者　竹内　加奈
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８０９号
名古屋市名東区照が丘54番地　ビレッジ藤が丘２Ａ号
債務者　竹内　正治
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４９号
愛知県日進市梅森町新田135番地747
債務者　渡邉　静香
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６６号
愛知県大府市東新町４丁目229番地の３
債務者　橋本　道治
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８８３号
愛知県春日井市大和通２丁目45番地２　エクセル102号、従前の住所愛知県春日井市美濃町３丁目249番地１　レオネクストビタノーバ101号
債務者　阿部陽一郎
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部